



## 相続放棄の起算点

### ～ 再転相続の熟慮期間につき最高裁が新判断 ～

今回は、民法916条に規定する「相続の開始があったことを知った時」の解釈をめぐって争った事例をご紹介します。(令和元年8月9日最高裁・棄却・確定 Z999-5408)

∞ ∞ ∞ ∞

#### <事案の概要>

被上告人C(原告)は、平成27年11月11日、上告人(みずほ銀行の承継人)から、債務につき強制執行できる旨の承継執行文の送達を受けた。Cは、本件送達により、父B(Aの弟)がAの相続人であり、Cが父BからAの相続人としての地位を承継していた事実を知った。父Bは、平成24年10月19日、自己がAの相続人となったことを知らず、相続放棄をすることなく死亡している。Cは、平成28年2月5日、相続放棄の申述をした。本件は、この相続放棄の有効性を争点とする事案である。

#### <裁判所の判断>

最高裁は、次のように判示して、熟慮期間の起算点について新しい判断を示した。

- 1 甲が死亡し、その相続人である乙が甲からの相続について承認又は放棄をしないで死亡し、丙が乙の相続人となっただけの再転相続に関し、民法916条は、同法915条1項の規定する承認又は放棄をすべき3箇月の期間(熟慮期間)は、「その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」から起算する旨を規定している。
- 2 再転相続人である丙は、自己のために乙からの相続が開始したことを知ったからといって、当然に乙が甲の相続人であったことを知り得るわけではない。丙が、乙から甲の相続人としての地位を承継したことを知らないにもかかわらず、丙のために乙からの相続が開始したことを知ったことをもって、甲からの相続に係る熟慮期間が起算されるとすることは、丙に対し、甲からの相続について承認又は放棄のいずれかを選択する機会を保障する民法916条の趣旨に反する。
- 3 民法916条にいう「その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、相続の承認又は放棄をしないで死亡した者の相続人が、当該死亡した者からの相続により、当該死亡した者が承認又は放棄をしなかった相続における相続人としての地位を、自己が承継した事実を知った時をいうものと解すべきである。
- 4 事実関係等によれば、被上告人Cは、平成27年11月11日の本件送達により、父BからAの相続人としての地位を自己が承継した事実を知ったというのであるから、Aからの相続に係る被上告人Cの熟慮期間は、本件送達の時から起算される。そうすると、平成28年2月5日に申述がされた本件相続放棄は、熟慮期間内にされたものとして有効である。
- 5 以上によれば、原審の判断には民法916条の解釈適用を誤った違法があるが、本件相続放棄が熟慮期間内にされたものとして有効であるとした原審の判断は、結論においては是認することができる。

……………(税法データベース編集室 市野瀬 茜子)

◇以上の判決について詳細(全文・A4判4頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記までご一報ください。